

民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務です。

民事法律扶助（代理援助）で取り扱う事件として最も多いのは自己破産等の多重債務事件、次いで離婚等の家事事件ですが、近年話題になっている次のようなケースにも、民事法律扶助が利用できます。



認知症になった親が、悪質商法の被害にあったりしないか心配で・・・



家庭裁判所へ成年後見人の選任申立を行う場合等の代理人費用を立て替えます。



夫の暴力に耐えられないので、家に近寄らせないような手続きをしたいのですが・・・



保護命令（配偶者やその子への接近禁止発令、住居からの退去命令）の発令を地方裁判所に求める場合等の代理人費用を立て替えます。



突然解雇されて納得いきません。収入も途絶え、なんとか早く解決したいのですが・・・



労働に関する問題を地方裁判所で迅速に審理してくれる労働審判を申し立てる際の代理人費用を立て替えます。



【手続きの流れ】

1・無料法律相談

まずは、法律相談をお受けいただきます。

法律相談援助は、下記の A～C の要件を満たすことが必要になります。

2・審査

審査において下記の A～C の要件を満たす必要があります。

法律相談で資力に関して詳しく確認いたします。

援助を申し込まれた方には、下記の必要書類を用意してください。

(1) 資力を証明するもの

- ①生活保護受給証明書
- ②給与明細
- ③源泉徴収票
- ④課税証明または非課税証明
- ⑤確定申告書の写し
- ⑥各種公的年金または手当等の受給証・通知
- ⑦その他これらに準ずる書面



(2) 住民票の写し（世帯全員が載り、本籍および筆頭者の記載のあるもの）

※申込者が外国人の場合は、外国人登録証明書またはこれに代わる書面

(3) 事件の内容によって必要な書類

- ①戸籍謄本（離婚）
- ②不動産登記簿謄本（不動産事件・遺産分割事件・保全事件）
- ③交通事故証明書（交通事故事件）
- ④診断書（交通事故事件）

(4) 申込者の認印（申込者が審査に出席する場合）

3・援助開始決定

援助開始決定を受けると、弁護士の費用（着手金・実費等）を立て替えます。立て替えた費用については、原則として毎月分割で償還（お支払い）いただきます。

原則として、月額5,000円～10,000円ずつお支払いいただきます。ただし、事情によっては、償還金額を減額又は増額する場合があります。特別の事情のある方については、事件進行中の償還を猶予する場合があります。生活保護を受給している場合は、援助終結まで立替費用の償還を猶予するとともに、援助終結時に生活保護を受給している場合には、立替費用の償還を免除することができます。（なお、この場合であっても、事件の相手方等から経済的利益を得た場合には、免除されない場合があります。



4・事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、弁護士の報酬金を決定します。

<代理援助立替基準> 別表3のとおり

援助を受けるためには、次の条件を満たす必要があります。

A 資力が一定額以下であること

夫婦間の紛争の場合を除き、配偶者に収入または資産がある場合は、原則加算した金額で判断します。

a 月額が一定額以下であること

配偶者に現金・預貯金がある場合は、夫婦間の紛争の場合を除き、加算した金額で判断します。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)
※41,000円	※53,000円	※66,000円	※71,000円

§家賃、住宅ローンを負担している場合は上記収入基準に下段※印限度額の範囲内でその全額が加算されます。

§（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。

§同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円（33,000円）を加算します。

b 保有資産が一定額以下であること

現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件は除く）などの保有資産の価値を合計して（法理相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、以下の基準以上となる場合には、原則として援助できません。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。

B 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

C 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけの宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。